

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	不正行為等による保険料等の不払いに係る過料	
根拠条例等・条項	堺市後期高齢者医療に関する条例第7条、第8条	
所 管 課	各区役所 保険年金課	
処 分 基 準  (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">・設 定</span> <span>・設定できない</span> <span>・基準を公開できない</span> </div> <p>偽りその他不正の行為により保険料その他高齢者の医療の確保に関する法律第4章（後期高齢者医療制度）の規定による徴収金（本市が徴収するものに限る。）の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。</p> <p>過料の額は、情状により市長が定める。過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して10日以上を経過した日とする。</p>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞                      ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第13条第2項第4号に規定する「金銭の納付を命じる」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	